

宗像市こども計画の一部変更について（意見聴取）

上記の件について、次のとおり意見を伺います。

令和7年12月26日

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）による満3歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の創設及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」の改正により、宗像市こども計画の一部を変更する必要が生じたため。

宗像市こども計画の一部変更について

(1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）

変更理由	児童福祉法の改正により満3歳未満を対象とした事業である地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）のうち「小規模保育事業」について、満3歳以上児を限定に事業を実施することが可能となった。これにより第3期子ども計画で定めた確保方策について、満3歳以上限定小規模保育事業の創設を勘案したものに変更する必要が生じた。																																																																																																			
変更内容	宗像市内に地域型保育事業はなく、今回創設された3歳以上児限定小規模保育事業の認可予定もないことから特定地域型保育の2号認定者の必要利用定員総数を「零」と定める。																																																																																																			
現状の計画 確保の方策(b)	<p>○量の見込みと確保方策</p> <p>令和7年度から令和11年度までの5年間における区分ごとの教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を次に示します。</p>																																																																																																			
	単位：人																																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">令和7(2025)年度</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>左記以外</th> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み(a)</td> <td>914</td> <td>1,538</td> <td></td> <td>109</td> <td>714</td> <td>3,275</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>205</td> <td>1,333</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)</td> <td>1,340</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,340</td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)</td> <td>0</td> <td>1,226</td> <td></td> <td>199</td> <td>753</td> <td>2,178</td> </tr> <tr> <td>確認を受けない幼稚園</td> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)</td> <td>0</td> <td>220</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業 (幼稚園型II)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>長時間預かり保育運営費 支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>届出保育施設</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育施設の地 域枠</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特定地域型保育</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>【過不足量】(b)-(a)</td> <td>516</td> <td>-92</td> <td></td> <td>90</td> <td>39</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							令和7(2025)年度					1号	2号	左記以外	0歳児	1・2歳児	量の見込み(a)	914	1,538		109	714	3,275			205	1,333				特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178	確認を受けない幼稚園	90					90	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220	一時預かり事業 (幼稚園型II)					0	0	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0	届出保育施設			0	0	0	0	企業主導型保育施設の地 域枠			0	0	0	0	特定地域型保育				0	0	0	【過不足量】(b)-(a)	516	-92		90	39
	令和7(2025)年度																																																																																																			
	1号	2号	左記以外	0歳児	1・2歳児																																																																																															
量の見込み(a)	914	1,538		109	714	3,275																																																																																														
		205	1,333																																																																																																	
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340																																																																																														
特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178																																																																																														
確認を受けない幼稚園	90					90																																																																																														
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220																																																																																														
一時預かり事業 (幼稚園型II)					0	0																																																																																														
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0																																																																																														
届出保育施設			0	0	0	0																																																																																														
企業主導型保育施設の地 域枠			0	0	0	0																																																																																														
特定地域型保育				0	0	0																																																																																														
【過不足量】(b)-(a)	516	-92		90	39																																																																																															

現状の計画		令和8(2026)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	合計
	量の見込み (a)	862	1,452		108	736	3,158
確保の方策(b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0 0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設				0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
	【過不足量】 (b) - (a)	568	-6		91	17	

現状の計画		令和9(2027)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	合計
	量の見込み (a)	810	1,364		107	749	3,030
確保の方策(b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0 0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設				0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
	【過不足量】 (b) - (a)	620	82		92	4	

		単位：人					
		令和10(2028)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	合計
量の見込み (a)		785	1,322		107	743	2,957
			176	1,146			
確保の 方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226	199	753	2,178	
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0	0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
	【過不足量】 (b) - (a)	645	124	92	10		

		単位：人					
		令和11(2029)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	合計
量の見込み (a)		797	1,342		106	738	2,983
			179	1,163			
確保の 方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226	199	753	2,178	
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0	0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
	【過不足量】 (b) - (a)	633	104	93	15		

変更後	○量の見込みと確保方策						
	令和7年度から令和11年度までの5年間における区分ごとの教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を次に示します。						
確保の方策 (b)	令和7(2025)年度						
	1号	2号		3号			単位：人
		幼児期の学校 教育の利用希 望が強い		左記 以外	0歳児	1・2 歳児	
	量の見込み (a)	914	1,538		109	714	3,275
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340	205	1,333			1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
届出保育施設			0		0	0	0
企業主導型保育施設の地 域枠			0		0	0	0
特定地域型保育			0		0	0	0
【過不足量】(b)-(a)		516	-92		90	39	

		令和8(2026)年度					
		1号	2号		3号		合計
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	
量の見込み (a)		862	1,452		108	736	3,158
確保 の方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0 0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設				0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0
	特定地域型保育		0		0	0	0
【過不足量】(b)-(a)		568	-6		91	17	
令和9(2027)年度							単位:人
		1号	2号		3号		合計
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	
量の見込み (a)		810	1,364		107	749	3,030
確保 の方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0 0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設				0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0
	特定地域型保育		0		0	0	0
【過不足量】(b)-(a)		620	82		92	4	

		令和10(2028)年度						
		1号	2号		3号			合計
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児		
量の見込み (a)		785	1,322		107	743	2,957	
確保 の方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340	
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178	
	確認を受けない幼稚園	90					90	
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220	
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0	
	届出保育施設				0	0	0	
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0	
	特定地域型保育		0		0	0	0	
【過不足量】(b) - (a)		645	124		92	10		
令和11(2029)年度								単位:人
		1号	2号		3号			合計
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児		
量の見込み (a)		797	1,342		106	738	2,983	
確保 の方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340	
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178	
	確認を受けない幼稚園	90					90	
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220	
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)						0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0	
	届出保育施設				0	0	0	
	企業主導型保育施設の地 域枠				0	0	0	
	特定地域型保育		0		0	0	0	
【過不足量】(b) - (a)		633	104		93	15		

（2）「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」の改正

改正理由	<p>乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、切れ目ない教育・保育を受けられるように子ども・子育て支援法第45条第3項を準用する第54条の3により乳児等通園支援事業者は教育・保育施設等と密接な連携を図ることとされている。またその密接な連携が図られるよう、国の通知（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）が改正され、計画の中に教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めることとされた。</p>
変更内容	<p>国の通知に倣い、以下のとおり計画を改正する。</p>
現状の計画	<p>4 教育・保育の一体的提供と体制の確保</p> <p>（2）教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に係る基本的な考え方</p> <p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって基本となるのは人材であり、従事者の確保及び資質向上は大変重要です。このため、新たな人材確保に向けて、保育士等の職業の魅力発信や、就職に関する相談・紹介・斡旋・労働環境の改善に向けた取組支援を進めます。また、従事者の専門性と資質向上のため、幼稚園教諭と保育士の合同研修をはじめ、各種研修を実施するとともに、教育・保育施設及び事業者等の人材育成の取組を支援します。</p> <p>（3）施設、事業者等との連携方策</p> <p>① 教育・保育施設および地域型保育事業者との連携</p> <p>教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。</p>

変更後の内容	<p>4 教育・保育の一体的提供と体制の確保</p> <p>(2) 教育・保育等及び地域子ども子育て支援事業に係る基本的な考え方 教育・保育、乳児等通園支援及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって基本となるのは人材であり、従事者の確保及び資質向上は大変重要です。このため、新たな人材確保に向けて、保育士等の職業の魅力発信や、就職に関する相談・紹介・斡旋・労働環境の改善に向けた取組支援を進めます。また、従事者の専門性と資質向上のため、幼稚園教諭と保育士の合同研修をはじめ、各種研修を実施するとともに、教育・保育施設及び事業者等の人材育成の取組を支援します。</p> <p>(3) 施設、事業者等との連携方策</p> <p>① 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携 すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みが切れ目なく提供されるよう、教育・保育施設、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者、乳児等通園支援事業者は、相互に連携し、必要に応じ教育・保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者、乳児等通園支援事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を円滑に利用できるよう、教育・保育施設との連携・接続を図ります。</p>
--------	---